

米国、中国の成長の鈍化懸念等を背景に、金融市場は不安定な動きが続く

金融市場は、8月に入り、再び不安定な動きとなっています。為替市場で円高・米ドル安が急速に進行しているほか、株式市場も軟調な展開が続いています。こうした動きの背景には、米国および中国経済の減速懸念があると思われる。

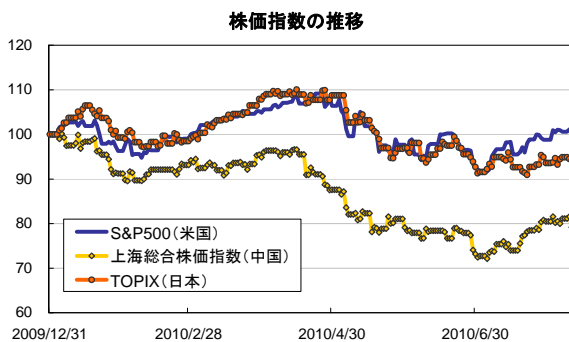
米国では、6日に発表された7月雇用統計で、非農業部門雇用者数が予想を大幅に上回る減少となり、雇用市場の低迷が確認されるなど、景気減速感が強まっています。こうした中、FRB(米連邦準備制度理事会)は10日のFOMC(連邦公開市場委員会)において、景気認識を下方修正し、現行の超低金利政策を当面維持する方針を示した上で、保有するMBS(住宅ローン担保証券)の償還金を長期国債の購入に充てる、事実上の追加緩和を決定しました。

中国では、これまでの高成長からの減速感が始まっています。8月に発表された経済指標を見ると、7月の輸入総額(前年比)の伸び率が大幅に鈍化したほか、同小売売上高(前年比)が予想を下回りました。米国の景気減速、欧州の債務問題の影響を受けて輸出に先行き不透明感が広がっていることも、同国経済にとって不安材料となっています。

株式市場の動向

株式市場は、世界経済の牽引役である米国および中国の景気の先行き不透明感から、下落基調が続いています。

また、日本株式は、急速な円高の進行を嫌気して輸出関連株を中心に売り圧力が強まっており、8月12日のTOPIX(東証株価指数)は一時、年初来安値を更新しました。

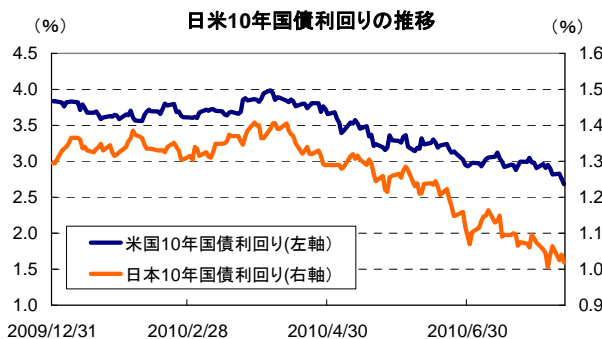


債券市場の動向

債券市場では、日米の10年国債利回りが年初来の最低水準まで低下しています。

米国では、FRBが追加的な緩和措置に踏み切ったことを受けて、金利低下観測から債券を買う動きが活発化したことが、利回りの低下につながりました。

日本でも、株安や米国債利回りの低下を受けて、利回りの低下が進み、10年国債利回りは1%前後まで低下しています。



為替市場の動向

為替市場では急速に円高が進行しており、11日には1995年7月以来となる、一時1ドル=85円を割り込む局面もありました。

FRBが事実上の追加緩和に踏み切った一方、日本銀行は10日の金融政策決定会合で金融政策の現状維持を決定し、新たな緩和策を示さなかったことを受けて、日米の金利差縮小観測から円買いが強まりました。

また、景気の先行き不透明感を背景に、米ドル売りの受け皿として円買いが活発化していることも、円高の進行に拍車をかけています。



(出所)ブルームバーグで取得したデータを元に当社が加工
*期間はいずれも、2009年12月31日～2010年8月11日
*株価指数のデータは、2009年12月31日を100として指数化

右記グラフは過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。

今後の見通し

株式市場 — 短期的には、悪材料に反応して不安定な相場展開が続く可能性

5月以降、特に米国を中心としてこれまで回復傾向にあった景気動向にやや変調が見られています。これらは基本的に、初期の急速な回復ペースからより持続的な経済成長への自然な鈍化であると考えられます。

しかし、金融規制議論の進展や、欧州債務危機で金融市場が揺れたこのタイミングでの変調には、多少の不安が残るのも事実です。IMF(国際通貨基金)やFRBも、それぞれ公表した経済見通しの中で、金融環境の悪化による景気への悪影響リスクに言及しています。金融市場の悪化を前にして、金融機関だけでなく、消費者や企業経営者が慎重な行動を取ることで経済活動を抑制してしまうリスクが高まっている点には注意が必要だと考えます。

投資家心理は引き続き脆弱性を残していると思われ、短期金利の先物からはデフレ懸念が根強い状況もうかがわれます。こうした環境下では、依然として悪材料で市場の変動幅が拡大するリスクに備える姿勢が適切だと考えています。

為替市場 — 短期的には、米ドルおよびユーロ売りの受け皿として、円高傾向が続く可能性

これまで米国は緩やかな景気回復傾向にあり、欧州発の金融不安とも地理的な格差があったため対ユーロでは米ドルは堅調に推移してきましたが、一方で対円ではじりじりと円高が進んできました。

さらに、ここに来て米国経済の先行き不透明感の拡大に伴う更なる金融緩和観測も高まってきており、この動きが新たなドル安円高要因として作用する恐れがあります。世界的なリスク回避的行動が高まる状況でドル・ユーロに対する退避通貨としての円が改めてクローズアップされ、短期的には円高リスクが高まりやすいと考えています。

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券の価格は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

● 投資信託に係る重要な事項について

・投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。

・投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。

・分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

● 投資信託に係る費用について

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

<投資信託委託会社>

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号

加入協会:(社)投資信託協会

(社)日本証券投資顧問業協会

日本証券業協会

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会